



(参考仮訳)

プレスリリース No. 14/22  
即時解禁  
2014年1月23日

国際通貨基金 (IMF)  
米国・ワシントン DC

## IMF 理事会、2010年の改革及び第15次クォーター一般見直しについて、 IMF 総務会に報告

国際通貨基金 (IMF) の理事会は 2014 年 1 月 22 日、IMF の最高意思決定機関である総務会に提出する「2010年の改革」及び「第15次クォーター一般見直し」に関する報告書を採択した。

「第14次クォーター一般見直し」を終了し「理事会改革の修正案」を採択した 2010 年 12 月、総務会は理事会に対し、第15次クォーター一般見直しの工程を前倒しし 2014 年 1 月に完了するよう求めた ([プレスリリース No.10/418](#))<sup>1</sup>。さらに理事会は、クォータ計算式の包括的な見直しについても、2013 年 1 月までに完了するよう要請を受けた。こうした前向きな要素が、合意された「2010年のクォータ及びガバナンス改革」パッケージに含まれていた。

理事会改革修正案は依然として発効に至っていない。2014 年 1 月中旬の時点で、クォータの 76.1% (条件：85%) にあたる 141 カ国 (条件：113 カ国) が理事会改革修正案に賛成している<sup>2</sup>。第15次クォーター一般見直しへの着手は、理事会改革修正案の発効に必要な批准基準到達を促進すべく、先送りとなっている。同修正案の発効は、第14次クォーター一般見直し下でのクォータ増額の実現のための一般条件の一つである。

<sup>1</sup> 第14次クォーター一般見直し及び理事会の改革に関する総務会決議 No66-2 が、2010 年 12 月 15 日に採択された。IMF 協定で指定された第15次見直し完了の期日は 2015 年 12 月 15 日である (第3条2項 (a) は、総務会が最長で 5 年に一度一般見直しを行うよう定めている)。

<sup>2</sup> 理事会改革修正案は 47 カ国が未批准である。これに必要な基準に達するためには米国による承認が不可欠である。

この度の報告書において理事会は、第14次クォータ見直しの下でのクォータ増額の実現及び理事会改革修正の導入が遅れている結果、総務会の要請であった2014年1月までに第15次見直しに関連する作業を終了することが不可能になっており、これを深く憂慮していると述べた。この遅れを踏まえ、理事会は「第15次見直し終了までに更なる時間が必要であろう」との結論に達した。

理事会は、IMFの実効性及び正当性の強化において、2010年の改革は重要でありまた喫緊の課題であると強く主張する。これは、クォータを基盤とした組織であるIMFが、加盟国のニーズを満たすに足る十分な財源を恒常的に確保し、加盟国の世界経済での地位の変化に沿ったガバナンス構造の改革を担保することを含む。

理事会は、第15次見直しの完了の期日を2014年1月から2015年1月に変更することを提案している。さらに、当面の優先事項は第14次見直し及び理事会改革の修正案の発効であるとの認識を示した。以上のことから、総務会が、第14次見直し及び理事会改革修正案がいまだ発効に至っていないことに深い懸念を表す決議を採択するとともに、第14次見直しの下でのクォータ増額及び理事会改革修正案を批准していない加盟国に対し、これ以上遅滞することなく批准するよう求めることを提案している。

最後に、第14次見直しの下でのクォータ増額及び理事会改革修正案の早急な発効の重要性を鑑み、理事会は、次のステップとして、総務会が国際通貨金融委員会(IMFC)議長に対し、加盟国と協議を行い、2014年の春季会合においてIMFCに第14次見直し及び理事会改革修正案の発効に向けた進捗状況、並びに、第15次見直しを2015年1月までに完了するという目標のもと、現在行われているクォータ改革プロセスを完了するための選択肢について助言することを要請するよう提議している。